破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５９号
山形県村山市楯岡馬場17番７号
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６２号
山形県東根市本丸南１丁目13番24号
債務者　髙橋あけみ
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６３号
山形県天童市大字高野辺32番地の１、前住所山形県天童市交り江４丁目２番11号
債務者　菊地　友幸
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
山形県北村山郡大石田町大字海谷790番地
債務者　工藤まさ江（旧姓村川）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６８号
山形市下条町２丁目２番24号　ファミール下条　202号
債務者　植松満莉子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４０号
和歌山市松ケ丘１丁目10番３号
債務者　内藤　　毅
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０９号
和歌山市松江北２丁目２番５－1006号　ラブリー松江
債務者　前川　久美（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１０号
和歌山県橋本市高野口町伏原289番地の１
債務者　ナガミ事務器こと　永海　峰男
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号
和歌山県橋本市原田22番地の６　サンライズ橋本　712号室、前住所大阪市西成区津守３丁目５番16号　セブンハイツ105号
債務者　峯　　良彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１４９号
函館市中道２丁目37番３－103号　リバーサイド藤
債務者　河村　大喜
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町志原南触2189番地
債務者　山内　範人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第１５７号
相模原市中央区相模原２丁目11番17号　グリーンパレス101号
債務者　中村　浩士
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１７６号
相模原市南区古淵４丁目23番18号　マリーアドレー103号
債務者　松橋　静香
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８４号
相模原市中央区富士見３丁目17番16号
債務者　関　　誉子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８５号
相模原市中央区相生２丁目２番１－301号
債務者　藤田　誠子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８８号
相模原市中央区千代田７丁目６番16号　グリーンピア102
債務者　阿藤　　毅
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部